

角田市監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

平成31年3月26日

角田市監査委員 南部 信 一  
角田市監査委員 湯 村 勇



写

角 監 第 34 号  
平成30年10月12日

角田市長 大 友 喜 助 殿

角田市監査委員 南 部 信 一  
角田市監査委員 湯 村 勇

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

ついては、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を当職に通知願います。

記

1. 監査の種類

財政援助団体等の監査(地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助に係る補助金等の出納・その他の事務の執行の監査)

2. 監査の対象

財政援助団体：角田市体育協会

阿武隈リバーサイドマラソン大会実行委員会

(団体所管課：生涯学習課)

3. 監査実施の日

平成30年10月5日(金)

4. 監査の範囲

角田市が平成29年度において、財政援助団体等に対して交付した補助金等に係る出納その他の事務の事務の執行状況。

5. 監査の方法

監査に当たっては、補助金等交付に係る事務事業及び会計経理等が適正に執行されているか否かについて、関係職員から事業の内容について説明を聴取するとともに、関係諸帳簿及び証書類の調査を実施した。

## 6. 監査の結果

### (1) 財政援助団体

財政援助に係る補助金等に係る出納その他事務の執行については、概ね適正に行われていた。本補助金等については、スポーツの普及・振興を図ることにより、市民の健康増進と豊かで文化的な生活の拡大に寄与するという目的達成のため執行されているものと認められた。今後とも、市民がスポーツに親しむ機会を創出し、市民の体力向上や生涯スポーツの発展に向け、重要な役割を果たされることを期待する。

なお、監査の過程で見受けられた事務処理上留意すべき事項のうち軽易なものについては監査実施の際、団体所管課及び財政援助団体の関係者に口頭で改善等を要望したので、記述を省略する。

### (2) 団体所管課

特に問題なく、指導監督も概ね適切に行われていることを確認した。